

障害（児）福祉計画の策定に係る 国の基本的な指針の改正について

沖縄県障害者施策推進協議会事務局
(沖縄県障害福祉課)

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

障害福祉における生産性向上とは

- 支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと



「支援を減らすこと」でも「人を減らすこと」でもない

負担軽減や価値の創出により

利用者の支援に注力できる
環境づくり

支援者の働きがい向上

障害福祉の仕事の魅力を高め、
未来につなぐ

国の基本指針



五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方（新設）

1 障害福祉人材の確保・定着

労働力人口の減少が見込まれる一方、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、^①専門性を高めるための研修の実施、^②多職種間の連携の推進、^③障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行う。また、障害福祉分野の職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があること等も踏まえ、^④処遇改善等による職場環境の整備や、^⑤障害福祉現場におけるハラスメント対策等を推進する。

また、令和六年度に創設された相談支援員の活用、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成機関等と特定相談支援事業所との連携の促進等を通じて、相談支援を担う人材の確保を図ることも重要である。

2 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要がある。そのため、^①介護テクノロジーの導入促進、^②手続負担の軽減、^③事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要である。

なお、障害福祉における生産性向上とは、支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すことをいう。

成果目標・活動指標



実施主体

成果目標

概要

都道府県 成果目標 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】** 各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」を踏まえ、各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。

都道府県 成果目標 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】** 各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

都道府県 成果目標 都道府県における相談支援専門員研修等の実施 都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。

実施主体

活動指標

概要

都道府県 活動指標 ワンストップ窓口の活用 **【新規】** 都道府県ごとに設置された人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数の見込みを設定する。

都道府県 活動指標 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得 **【新規】** 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。

都道府県 活動指標 計画的な人材養成の推進 都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。

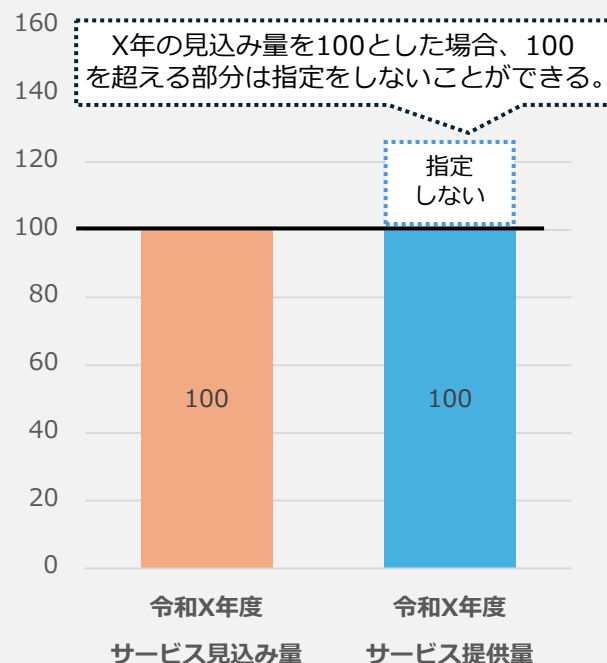
いわゆる総量規制について

都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる（いわゆる総量規制）。

（できる規定）

「イメージ」

令和X年のサービス量



総量規制のとなる対象サービスは、省令により規定されている。

【対象となるサービス】

生活介護
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型
児童発達支援
放課後等デイサービス
共同生活援助（共同生活援助は、令和 9 年 4 月 1 日施行）



今回の基本指針の改正では、サービス提供体制の地域差の是正を図ることを目的に、いわゆる総量規制に関連して国から要請事項が出されている。
（要請事項の詳細は次ページ以降）

いわゆる総量規制に関連する国からの要請事項について

	要請事項	対象市町村
要請事項 ①	サービスの見込み量を算定するにあたっては、過去の伸び率をベースに見込みを算定するのではなく、 <u>全国平均の伸び率を用いて算定</u> する。	- 全部過疎の市町村ではないこと。 - 人口に占めるサービス利用の割合が全国で上位25%の市町村（サービスの利用者割合が高い団体） - サービス利用者の伸び率が全国平均を上回っている団体 利用者割合の高い団体 利用者伸び率高い団体
要請事項 ②	都道府県が、対象市町村における対象サービスに係る事業者の指定をするにあたっては、 <u>いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること</u> 。	- 全部過疎の市町村ではないこと。 - 人口に占めるサービス利用の割合が全国で上位25%の市町村（サービスの利用者割合が高い団体） 利用者割合の高い団体

背景

近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める見込み量を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。

地域差の是正に向けて

既存の仕組みを活用しつつ、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、**国から上記の内容を要請している。**

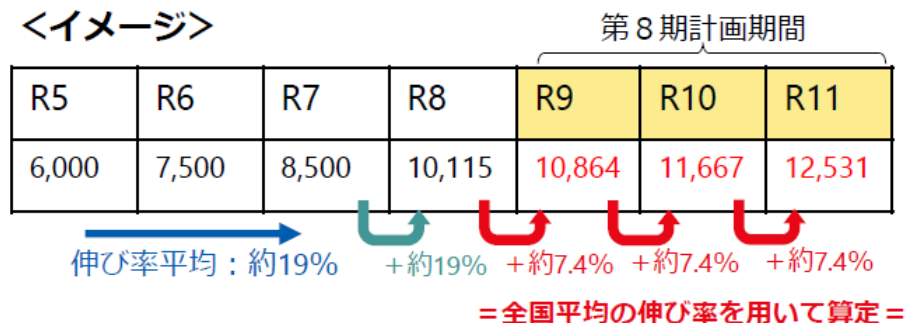
ヒアリング日程（案）

要請事項①

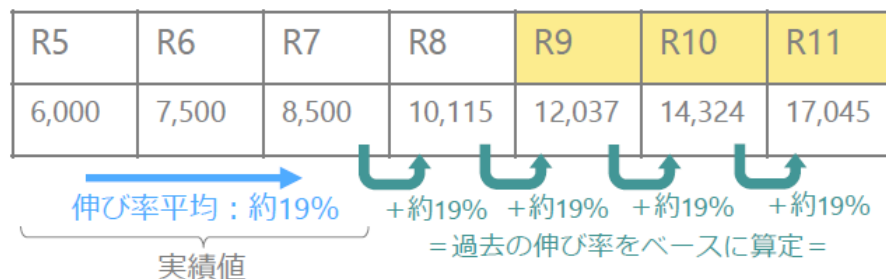
当該サービスの必要な量の見込みを算定するにあたっては、過去の伸び率をベースに見込みを算定するのではなく、全国平均の伸び率を用いて算定する。

国からの要請事項のイメージ

<イメージ>

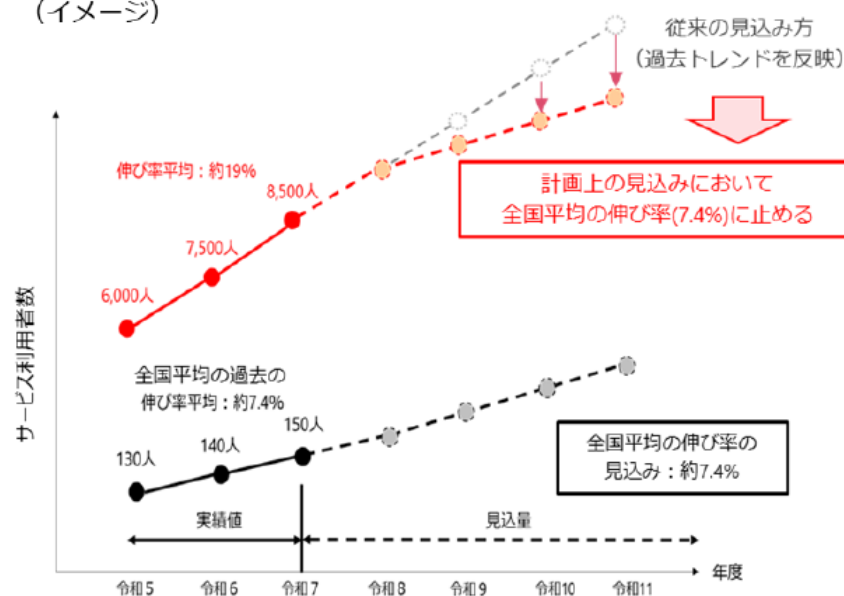


<参考：従来の方方法>



効果 対象となった団体の見込み量が減る

(イメージ)



要請事項②

要請事項②

都道府県が、対象市町村における対象サービスに係る事業者の指定をするにあたっては、いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

国からの要請事項の趣旨

利用者の割合が高い市町村については、いわゆる総量規制や意見申出制度など、既存の制度を柔軟、かつ、積極的に活用し、地域の実情に応じたサービス提供体制を構築することを趣旨としている。

→ 県計画の達成に支障を生ずるおそれがある時は、北、中、南、宮古、八重山圏域単位に限らず市町村単位でも総量規制を発動することができる。

※ ただし、都道府県計画において、対象市町村における対象サービスについては、基本指針に基づき、いわゆる総量規制を行うことがある旨を記載しておく必要がある。

【国の考え方】

総合支援法第36条第5項において、「主務省令で定める障害福祉サービスが既に障害福祉計画で定める量を超えているとき等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができる」と規定されているとおり、総量規制の発動は、あくまで指定権者にその裁量があるため、各地域の実情に応じて、適切にその権限を行使していただきたい。

今回の要請は、制度活用を強制するものではなく、各地域の実情を踏まえた検討を促す内容

いわゆる総量規制の運用例について

いわゆる総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、例外とするなど柔軟な運用方法を実施している事例がある。

《運用事例》

A市	個別ニーズの見込量が満たない場合には、例外的に取り扱う	個別ニーズに係る見込み量を設定し、当該サービスが全体として見込み量を超えている場合でも、個別ニーズの見込み量を満たしていない場合には、例外的に取り扱う。
B市	個別ニーズに係る例外規定を設定	強度行動障害者、重症心身障害者又は医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合は、いわゆる総量規制の例外としている。
C市	開設場所に係る例外規定を設定	利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、合併前の旧4町に設置する場合は、いわゆる総量規制の例外としている。